

相談事例

寄せられた相談のうち、1か月の残業が80時間を超えている、残業代が一切支払われないなどの事例を掲載しています。

長時間労働・過重労働

○映像・音声・文字情報制作業の技術職（接客娯楽業）【20代、労働者】

早いときでも午前0時、遅いときは午前3時まで残業を行っており、月の残業時間は300時間を超えていた。試用期間を理由に残業代は支払われず、自分も含め同期入社のがほとんどが退職した。

○ソフトウェア業の営業（教育・研究業）【年齢不明、労働者の家族】

深夜0時頃まで残業を行っており、月の残業は200時間程度にまで達する。このような長時間労働が何年も続いているにもかかわらず、いまだ改善されないままである。

○医薬品販売会社の販売（商業）【40代、労働者】

普段から1日2時間程度の残業を行っているが、18時からの2時間分については賃金が支払われていない。残業は遅いときには4時間から5時間にまで及ぶこともあり、実際の残業時間は月100時間を超えている。また、土曜日のうちに仕事が終わらないため、日曜日にも働いており、休日も確保できていない。

○建築工事業の営業（建設業）【40代、労働者の家族】

管理監督者として働いているが、帰宅時間は午後10時から午前2時に及び、月250時間を超える残業を行っている。また、休日出勤をしても自ら申請は行わずに勤務実績を残さないようにしている。

賃金不払残業

○一般貨物自動車運送業の管理者（運輸交通業）【50代、労働者】

所定労働時間は朝6時からの勤務であるが、朝3時や4時など前倒しで勤務させられている。しかし、会社に自己判断による勤務とされて、残業代は支払われていない。社内には「サービス残業は当然」という風潮がある。

○医療機関の検査技師（保健衛生業）【20代、労働者の家族】

始業前の1時間の残業や終業後の2時間の残業が常態であったが、タイムカードを定時で打刻するよう会社から指示されており、残業代は支払われていない。また、昼の休憩時間も長くても10分程度しか取れていない。

○ **冠婚葬祭業の事務（接客娯楽業）【年齢不明、労働者】**

早出や深夜に及ぶ残業を把握していないため、残業代は支払われていない。タイムカードはなく、出勤簿で管理している。残業代を会社に請求すると、残業代より少ない一定額の手当を支払っていることを理由に拒否される。

○ **各種商品小売業の販売（商業）【20代、労働者の家族】**

定時終了後にタイムカードを打刻した後も、勤務せざるを得ない状況にある。打刻後の残業は長いときで3時間にも及ぶが、店長など責任者は黙認したままである。休日出勤も余儀なくされ、そのため月70～100時間は残業している。

パワハラ

○ **電気機械器具小売業の事務（商業）【50代、労働者】**

有期契約の社員であったが、社長から時間給のパートに変わるよう言われ、休憩なしで仕事を続けさせられるなど嫌がらせや圧力をかけられた。パートに変わることを断り続けていたところ、即日解雇を告げられた。

○ **派遣業のシステムエンジニア（その他の事業）【20代、労働者】**

派遣先の上司から日々、叱責を受けている。仕事が遅れたときには「ボンクラ」など人格を傷つける言葉をずっと言い続けてくる。この上司と同じ部署の職員は皆辞めていった。